



## < 調剤報酬改定(その3) >

## 新設の特定薬剤管理指導加算3

### 【 特定薬剤管理指導加算3（新設、初回1回に限り5点） 】

患者に対して重点的に丁寧な説明をしたことを評価するものです。医薬品リスク管理計画（RMP）に基づく説明資料を活用して情報提供を行った場合や医薬品の供給不足による変更の説明（医薬品の選択に係る情報）をした場合も算定の対象になります。患者1人につき、該当する医薬品が最初に処方された1回に限り算定できます。

安全性に関わる情報は、処方されている薬剤について緊急安全性情報、安全性速報が新たに発出されて説明を行った場合、医薬品の選択に関わる情報は、後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合・医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合、とされています。

また、薬剤服用歴等には説明の対象となった医薬品がわかるように記載すること、医薬品の供給の状況を踏まえ説明を行った場合には、調剤報酬明細書の摘要欄には調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名とともに確保できなかったやむを得ない事情を記載することとされています。最近、医薬品の供給不足による変更はたびたびあり、算定しやすい点数であると考えられます。

## < 調剤報酬改定(その4) >

## かかりつけ薬剤師指導料の見直し

### 【 かかりつけ薬剤師指導料とその特例の見直し 】

吸入薬指導加算（3月に1回30点）と調剤後薬剤管理指導料（糖尿病患者あるいは心不全患者、60点）が同時算定可能になりました。算定要件として、いずれもトレーシングレポートが必要になり、後者は投薬後のフォローアップが必要です。

かかりつけ薬剤師以外がやむを得ず対応する場合における要件についての特例の見直しは、現行は1名までの保険薬剤師に限られていましたが、当該保険薬局における常勤の保険薬剤師（かかりつけ薬剤師指導料等の施設基準を満たす薬剤師）であれば複数人でも患者にあらかじめ同意を得ることで特例を算定可能となりました。連携する薬剤師の要件が厳しくなっています。

#### 「かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師」の要件（①～⑤を全て満たす保険薬剤師であること）

- ① 保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があること。
- ② 当該保険薬局に継続して1年以上在籍していること。
- ③ 当該保険薬局に週32時間以上勤務していること。（新設）
- ④ 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していること。（新設）
- ⑤ 医療に係る地域活動の取組に参画していること。（新設）

## < 調剤報酬改定(その5) >

## 新設の在宅薬学総合体制加算

### 【 在宅薬学総合体制加算1,2（調剤基本料の加算） 】

在宅対応の体制整備や実績を評価する「在宅薬学総合体制加算」が新たに設けられ、1と2の2区分で、加算1は15点、ターミナルケアや小児在宅といった高度な在宅薬学管理を行う薬局を評価する加算2は50点。現行の在宅患者調剤加算（15点）は廃止されます。同加算は、▽在宅患者訪問薬剤管理指導料▽在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料▽在宅患者緊急時等共同指導料▽介護保険の居宅療養管理指導費▽介護予防居宅療養管理指導費一のいずれかを算定している患者等が提出する処方箋を受け付けて調剤した場合に算定できます。加算1は、以下の通り直近1年間の在宅対応実績が24回以上であることなどが要件となっています。

#### < 在宅薬学総合体制加算1の施設基準 >

- (1) 地方厚生（支）局長に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている保険薬局であること。
- (2) 直近1年間に、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費および介護予防居宅療養管理指導費についての算定回数合計が計24回以上であること。
- (3) 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制が整備されていること。
- (4) 地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーションおよび福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制に係る周知を自局および同一グループで十分に対応すること。
- (5) 当該保険薬局において、在宅業務の質の向上のため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づき当該保険薬局で在宅業務に関わる保険薬剤師に対して在宅業務に関する研修を実施するとともに、定期的に在宅業務に関する外部の学術研修（地域の薬剤師会等が行うものを含む。）を受けさせていること。
- (6) 医療材料及び衛生材料を供給できる体制を有していること。
- (7) 麻薬および向精神薬取締法第3条の規定による麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができること。

加算2は加算1の要件に加え、医療用麻薬を6品目以上（注射剤1品目以上を含む）備蓄し、無菌室等を備えていること、もしくは医療的ケア児等の高度な在宅薬学管理の実績が1年間に6回以上ある薬局が対象となり、かかりつけ薬剤師指導料・同包括管理料の算定回数が年24回以上あることも施設要件として必要となります。